

重要な会計方針

1 運営費交付金収益の計上基準
費用進行基準を採用しております。

2 減価償却の会計処理方法

有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～47年

車両運搬具 6年

工具器具備品 2年～15年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第86）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債務保証勘定において、債権の貸倒れによる損失に備えるため、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

野菜勘定、補給金等勘定及び債務保証勘定は、役職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。なお、畜産勘定、砂糖勘定、生糸勘定及び肉用子牛勘定は、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与に係る引当金は計上しておりません。

(3) 退職給付引当金

野菜勘定、補給金等勘定及び債務保証勘定は、役職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異については、発生年度に一括処理しております。

なお、畜産勘定、砂糖勘定、生糸勘定及び肉用子牛勘定は、役職員の退職給付費用については運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付引当金は計上しておりません。

また、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、退職一時金に係るものについては、事業年度末に在職する役職員の当期末の退職給付見積額から前期末の退職給付見積額を控除した額から、経常費用として計上されている退職手当の額を控除して計算した額であり、厚生年金基金に係るものについては、年金債務に係る当期末の退職給付見積額から前期末の退職給付見積額を控除した額から、経常費用として計上されている厚生年金基金への掛金支払額を控除して計算した額であり、これらの合計額であります。

4 法令に基づく引当金等の計上根拠及び計上基準

(1) 砂糖生産振興資金

独立行政法人農畜産業振興機構法（以下「機構法」という。）附則第6条第1項の業務に必要な経費等に充てるため、財会省令附則第2条第3項に定める基準に基づき計上しております。

(2) 蚕糸業振興資金

機構法第10条第2項の業務に必要な経費等に充てるため、財会省令第12条第2項、第3項及び第4項に定める基準に基づき計上しております。

5 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的債券

① 取得差額がないもの

原価法（売却原価は先入先出法により算定）によっております。

② 取得差額があるもの

償却原価法（定額法、売却原価は先入先出法により算定）によっております。

(2) 関係会社株式

移動平均法による原価法（持分相当額が下落した場合は、持分相当額）によっております。

なお、取得原価と持分相当額との差額は、投資評価引当金として計上し、翌期に洗替えております。

(3) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

6 外貨建資産の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、手許現金、随時引き出し可能な預金からなっております。

8 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

政府出資の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成18年3月末利回りを参考に1.77%で計算しております。

9 リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

10 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理方法は、税込方式によっております。

注記事項

1 貸借対照表

財源措置が運営費交付金によって行われる退職一時金及び年金債務に係る退職給付引当金の見積額 3,383,939,124円

2 キャッシュ・フロー計算書

資金の期末残高の貸借対照表上の科目

現金及び預金	208,359,625,726円
うち定期預金	197,840,013,328円
(差引) 資金残高	10,519,612,398円

3 行政サービス実施コスト計算書

行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見込額

計上額	△ 422,643,894円
うち国からの出向職員分	30,308,190円

4 有価証券関係

(1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：円)

区 分	期末における 貸借対照表計上額	期末における時価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	87,207,080,458	89,100,944,900	1,893,864,442
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	76,377,042,364	75,061,975,000	△1,315,067,364
合 計	163,584,122,822	164,162,919,900	578,797,078

(2) 事業年度中に売却した満期保有目的の債券

(単位：円)

区 分	売却原価	売却額	売却損益	売却の理由
国債・地方債等	999,832,879	1,004,580,000	4,747,121	高利回り債券への切替え
金融債	199,917,359	200,722,000	804,641	高利回り債券への切替え
社債	500,000,000	504,120,000	4,120,000	支払資金確保のため
合 計	1,699,750,238	1,709,422,000	9,671,762	

(3) 時価評価されない有価証券

(単位：円)

区 分	貸借対照表計上額
① その他の有価証券	
○ 非上場株式	1,580,574,071
合 計	1,580,574,071
② 関係会社株式	
ア 特定関連会社株式	666,943,183
イ 関連会社株式	8,176,879,296
合 計	8,843,822,479

(4) 満期保有目的の債券の期末日以後における償還予定額

(単位：円)

区 分	1 年 以 内	1 年 超 5 年 以 内	5 年 超 10 年 以 内	10 年 超
国債・地方債等	6,155,000,000	50,745,000,000	42,760,000,000	17,400,000,000
金融債	22,500,000,000	7,350,000,000	0	0
社債	1,500,000,000	6,300,000,000	3,900,000,000	5,200,000,000
合 計	30,155,000,000	64,395,000,000	46,660,000,000	22,600,000,000

5 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

確定給付型の制度として、役員について役員退職手当支給規程、職員については職員退職手当支給規程による退職一時金制度を、また、役員及び職員に対して厚生年金基金制度を設けております。

(2) 退職給付債務

退職給付債務

役員の退職一時金（簡便法）	81,987,595 円
職員の退職一時金（簡便法）	2,721,404,039 円
厚生年金基金（原則法）	3,845,764,000 円
退職給付債務 計	6,649,155,634 円
年金資産（厚生年金基金）（△）	△ 2,062,589,000 円
運営費交付金の財源措置があるため 引当てなかった額（△）	△ 3,383,939,124 円
退職給付引当金	1,202,627,510 円

(3) 退職給付費用

勤務費用

役員の退職一時金（簡便法）	300,250 円
職員の退職一時金（簡便法）	146,168,868 円

厚生年金基金（原則法）（注）	86,467,767 円
勤務費用 計	232,936,885 円
利息費用	75,116,220 円
期待運用収益（△）	△ 93,054,584 円
数理計算上の差異の（費用）処理額	△ 282,015,457 円
運営費交付金の財源措置があるため 引当金を繰入れなかった額（△）	59,190,094 円
支出時に費用処理した額	
役員の退職一時金	7,003,735 円
職員の退職一時金	119,659,962 円
厚生年金基金掛金拠出額（注）	70,217,298 円
支出時に費用処理した額 計	196,880,995 円
合計	189,054,153 円

（注）厚生年金基金に対する従業員拠出額を控除しております。

（４）退職給付債務等の計算の基礎に関する事項（厚生年金基金のみ対象）

- ① 退職給付見込額の期間配分方法 期間定額基準
- ② 割引率 2.0%
- ③ 期待運用収益率 5.6%
- ④ 数理計算上の差異の処理年数 発生年度に一括処理

6 連結財務諸表について

「独立行政法人会計基準注解」注76により、当独立行政法人では、特定関連会社の資産、売上高等からみて、当独立行政法人の財政状態、運営状況及び公的資金の使用状況等に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成していません。

なお、資産基準及び売上高基準による割合は次のとおりであります。

資産基準……………	0.57%
売上高基準……………	0.00%

（注）当独立行政法人と特定関連会社間取引の消去後の数値により算出しております。

7 持分法損益等

（１）特定関連会社及び関連会社に対する投資の金額	8,843,822,479 円
（２）持分法を適用した場合の投資の金額	17,064,832,318 円
（３）持分法を適用した場合の投資損失の金額	391,005,434 円

8 セグメント情報

すべての勘定は、それぞれ単一セグメントによって事業を行っているため、開示すべきセグメント情報はありません。

9 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

10 重要な後発事象

該当事項はありません。